

総社市教育委員会告示第8号

総社市保育士支援金支給要綱（平成29年総社市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月30日

総社市教育委員会教育長 久山延司

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(支援金) 第4条 支援金の額は<u>7万円</u>とし、1人につき同一支給対象期間内1回限りとする。</p>	<p>(支援金) 第4条 支援金の額は<u>2万円</u>とし、1人につき同一支給対象期間内1回限りとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の総社市保育士支援金支給要綱の規定は、令和3年4月1日以後の支給対象期間における支援金について適用し、令和3年3月31日までの支給対象期間における支援金については、なお従前の例による。